

八女市立福島中学校「学校いじめ防止基本方針」

八女市立福島中学校

1 いじめ防止等対策に関する基本的な方針

（いじめの定義）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（いじめ防止対策推進法より）

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

（いじめに対する考え）

生徒は、いかなる理由があろうともいじめを行ってはならない。また、教職員は、本校で重大事態を発生させないために常に以下のことを意識して教育活動を行う。

- ・いじめ情報を共有する。（情報共有しない行為は、法の規定に違反し得ることを意識する）
- ・日頃から子どもたちに「命の尊さ」を伝える。
- ・「いじめ」は見ようとしないと見えないことを全職員で認識する。
- ・社会総がかりでいじめ問題に取り組むことを子どもや保護者に伝える。

2 いじめ防止対策の基本施策

視点1 いじめの防止のための取組

- (1) いじめが起らない、許さない集団の育成に向けて
 - ① 日々の学級経営の充実
 - ② 体験活動の推進
- (2) 命の大切さ・相手を思いやる心の育成
 - ① 満足感・充実感のある授業づくり
 - ② 道徳・特別活動の充実
 - ・いじめを自分のこととしてとらえる心
 - ・いじめに正面から向き合える心
- (3) インターネット・スマートフォン等を通じて行われるいじめに対する対策
 - ① 生徒に対して
専門的知識や技能を有する講師を招聘した講演会等を実施する。
 - ② 保護者に対して
保護者と学ぶ規範意識育成事業に警察関係者等を招聘し啓発のための講演会を実施する。

視点2 早期発見・いじめ事案への対処のあり方

（いじめ調査等）

- いじめの早期発見のため、在籍する生徒全員に対して定期的な調査を次の通り実施する。
- ・いじめや人間関係に特化したアンケート…毎月上旬に実施（5月、9月、1月は「心のアンケート」、それ以外の月は「いじめアンケート」）
 - 記名アンケート年間8回、無記名アンケート（年間3回：6月・11月・2月）
 - ・生活アンケート及び教育相談……………年間2回：7月・11月または2月

視点3 教育相談体制、生徒指導体制の構築

- (1) いじめ相談体制
生徒や保護者がいじめに係る相談ができる相談体制の整備
 - ・スクールカウンセラーおよびSSWの活用
 - ・いじめ相談窓口の紹介
 - ・相談ポストの活用
- (2) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保
いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止についての

教職員の資質向上を図る。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の設置

事案に対して、いじめに該当するか否かを組織的に判断し、対処する機関として設置する。

(構成員)

校長、教頭、生徒指導主事、補導、養護教諭、学年生徒指導担当、
スクールカウンセラー、生徒指導支援スタッフ、スクールソーシャルワーカー

(活動)

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案の対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること
- ⑤ いじめ解消の有無の判断

(開催)

週1回を定例会とし、いじめ事案が発生したときは緊急開催とする。

視点4 保護者、地域への情報発信と連携体制

保護者に対して、次の広報啓発活動を行う。

- ・保護者会等（入学式、PTA総会、学年保護者会）でいじめに関する保護者への啓発を行う。
- ・定例のPTA実行理事会の中で、いじめに関する報告等を行い協力を求める。
- ・本校のHPに「いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者の理解と協力を求める。
- ・家庭用チェックリストの配布（年間2回：9月・1月）を行う。
- ・『いのち』の授業として、生徒・保護者・教職員対象の講演会を行う。（11月）

視点5 校内研修の充実

いじめに関する校内研修を実施し、全職員でいじめ防止、発生時の措置を行う。

3 いじめ発生時の措置

- (1) いじめが疑われる相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめを止めさせ、その再発防止のために、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携を取りながら、別室等で学習を一定期間行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないように、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図り必要な措置をとる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、生徒または保護者から重大事態に陥ったとの申し立てがあった場合には、次の対処を取る。

- (1) 重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告すると共に、八女警察署に相談する。
- (2) 八女市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 組織を中心とし、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に、いじめた生徒の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

5 評価

PDCAサイクルの考え方に従い、次の要領で評価を行いながら、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- (1) 年に2回（7月・12月）、年間計画に沿った取組の「学校評価アンケート」を実施する。
- (2) 分析結果をもとに、組織での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解し、協働して対処できるようにする。
- (3) 学校評価にいじめに関する項目を明記し、学校として事案に対する評価を行う。